

募集要項

【募集名称】 介護福祉士養成のための奨学基金【愛称「福祉の木奨学基金」】

【募集目的】 帯広大谷短期大学の社会福祉科・介護福祉専攻へ進学する学生の要員養成、社会的貢献、学修及び経済的支援を行うための資金調達のため

【募集期間】 2017(平成29)年6月1日～2027(平成39)年3月31日

【寄付金の内容】

対 象	個 人	法 人
寄付金額／1口	1口 1千円	1口 1万円

【申込方法及び払込方法】

同封の「振込用紙」に必要事項をご記入の上、最寄りの郵便局でお振込ください。

また、振込用紙をご希望の方、他行等ゆうちょ銀行以外からのお振込をご希望される方は、短期大学事務局総務課までお問い合わせください。

【振込口座】

*ATM等からお振り込みいただく場合

ゆうちょ銀行（音更大通）	
口座記号番号	02740-5-102804 番
口座名義	オビロオオタニキダイガクフクシノキョウガクキ 帯広大谷短期大学福祉の木奨学基金

ゆうちょ銀行（音更大通）	
店名	二七九（ニナナキュウ）店（279）
口座番号	0102804

*振込手数料はご負担願いますようお願い申し上げます。

【寄付者名の公表について】

本学ホームページ及び学園広報誌にお名前を掲載させていただきます。お名前の掲載を希望されない方は、その旨を振込用紙欄の寄付者名掲載希望なしの欄にを入れてください。

【個人情報の取り扱いについて】

寄付にご協力いただいた皆様の個人情報は、礼状・領収書の発送、寄付データ処理等、本基金に係る業務のために使用し、「学校法人帯広大谷学園個人情報保護規程」に基づき適正に管理いたします。

【募金の目的終了後の措置】

募金の目的が終了した場合は、「福祉の木奨学基金」の残額を、本学学生教育の資金として活用していきます。

【税制上の優遇措置について】

1. 個人の場合

所得税の控除について、税額控除制度または所得控除制度のいずれかを、確定申告の際にお選びいただくことができます。

【税額控除制度】（租税特別措置法の定める要件を満たした学校法人）

所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、小口の寄付金支出者において、減税効果が高くなります。

寄付金額が年間2,000円を超える場合には、その超えた金額の40%に相当する額が、当該年度の所得税額から控除されます。

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$



*税額控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります。

【所得控除制度】（特定公益増進法人への寄付）

所得控除制度は、所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得税額に対して寄付金額が大きい場合には、減税効果が大きくなります。

$$\text{寄付金額} - 2,000 \text{円} = \text{所得控除額}$$



*税額控除となる寄付金額は、その年の総所得金額の40%が上限となります。

2. 法人の場合

【損金算入限度額】（特定公益増進法人への寄付）

寄付金の一定限度額まで損金に算入できます。

$$(\text{資本金} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$$

【受配者指定寄付金】

日本私立学校振興・共済事業団を通じて、寄付金の金額を損金に算入することができます。事前手続きがありますので、お申し出ください。

寄付金額全額の損金算入が可能